

特定非営利活動法人わかやま NPO センター定款

但し、登記上は特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンターという。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人わかやま NPO センターという。但し、登記上は特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンターと表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市美園町五丁目 6 番 12 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、誰もが住み良い豊かな社会の実現のために、市民自身の手による新しい社会のしくみ創りをめざし、起業型エヌピーオーの育成・発展にとりくむことを中心としつつ、エヌピーオー活動のさらなる推進を図り、市民社会の醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動にあたる次の事業を行う。

- (1) エヌピーオーの事業継続・新規起業への支援

- (2) 「異分野交流」の支援
- (3) 政策提言活動
- (4) 情報提供、各種相談活動
- (5) 市民活動活性化事業
- (6) その他、目的を達成するための活動

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の構成は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする個人及び団体。

(会員の入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員の入会について特に条件等は付さない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

4 理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第 11 条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、

議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会員年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員等

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 10 名以上 20 名以内
- ② 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、副理事長は 2 名以上 5 名以内とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に、事務局長と職員を置く。

2 事務局長は理事会の議決により任命し、職員は理事長が任免する。

3 この法人に委員会を置くことができる。

4 委員会の構成員は、理事会の議決に基づき理事長が任免する。

5 委員会は理事長の諮問に応じ、この法人の運営に意見を述べるることができる。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的媒体により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的媒体をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的媒体により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的媒体をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会計

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業年度）

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 49 条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事長が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3号に掲げる者のうち解散時の総会において定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決によりこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から次の通常総会時までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2002年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会員年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 個人1口3000円(但し、学生2000円)、団体1口5000円

(2) 賛助会員 年会費 個人1口2000円、団体1口

5000円

【定款変更に関する報告】

(1) 平成14年8月7日の臨時総会において定款第2条を変更した。

(2) 平成17年5月21日の通常総会において定款第2条を変更した。

(3) 平成18年5月14日の通常総会において定款第4条と第13条第2項を変更した。

(4) 平成20年6月13日の通常総会において、定款第2条を変更した。

(5) 平成23年6月11日の通常総会において、定款第13条第1項、第20条、第25条第3項、第29条第2項、第34条第3項、第37条第2項を変更した。

(6) 平成24年6月3日の通常総会において、定款第4条、第48条、第51条を変更した。

(7) 平成25年6月16日の通常総会において、定款第14条、第15条、第23条、第39条、第45条、第46条、第49条を変更した。

(8) 平成26年5月24日の通常総会において定款第57条を変更した。

(9) 平成28年5月22日の通常総会において定款第20条を変更した。

(10) 平成29年5月20日の通常総会において定款第20条を変更した。

(別 表) 設立当初の役員

理事長	堀内 秀雄
副理事長	岡本 瑞子
同	笹尾 恭子
同	豊田 泰史
理 事	安藤 元二
同	今西 武
同	上森 成人
同	浦口 高典
同	木野 学
同	小山 正人
同	島 久美子
同	田中 秀樹
同	谷 直城
同	中村 富子
監 事	道本 みどり
同	速水 慎一郎

◆ 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:円)

特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	37,626		
預金	8,498,310		
未収入金	624,440		
前払費用	231,181		
流動資産合計		9,391,557	
2.固定資産			
(1)有形固定資産			
付属設備	5,303,680		
減価償却累計額	△ 4,242,377		
有形固定資産計	1,061,303		
(3)投資その他の資産			
敷金	40,000		
投資その他の資産計	40,000		
固定資産合計		1,101,303	
資産合計			10,492,860
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,844,890		
未払法人税等	71,000		
未払消費税等	579,400		
流動負債合計		2,495,290	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,495,290
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		12,342,542	
当期正味財産増減額		△ 3,738,097	
当期正味財産増減額 (指定正味財産)		△ 606,875	
正味財産合計			7,997,570
負債及び正味財産合計			10,492,860

◆ 当期活動計算の部

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

【一般正味財産の部】

(単位：円 税込)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	268,000		
賛助会員受取会費	244,000	512,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	417,717		
受取寄付金振替額	606,875	1,024,592	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	1,060,000	1,060,000	
4.事業収益			
和歌山県NPOサポートセンター 指定管理者事業	26,588,139		
花王ハートポケット倶楽部運営事業	150,000		
事務支援事業収益	264,000		
自主事業収益	987,131	27,989,270	
5.その他収益			
受取利息	66		
雑収入	60,564	60,630	
経常収益計			30,646,492
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給料手当	14,459,375		
法定福利費	2,348,964		
福利厚生費	49,607		
人件費計	16,857,946		
(2)その他経費			
共益費	2,770,113		
広報宣伝費	50,000		
旅費交通費	1,116,019		
通信郵送費	931,834		
水道光熱費	128,542		
消耗品費	1,579,599		
印刷代	253,120		
賃借料	1,222,691		
保険料	100,772		
支払手数料	25,342		
会議研修費	16,412		
諸謝金	243,080		
助成金支出	1,082,685		
書籍費	338,232		
外部委託費	476,200		
その他経費計	10,334,641		
事業費計		27,192,587	

2.管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,458,000		
退職金	700,000		
人件費計	2,158,000		
(2)その他経費			
広報宣伝費	64,892		
旅費交通費	86,030		
通信郵送費	143,491		
水道光熱費	130,000		
租税公課	1,600		
消耗品費	44,290		
印刷代	121,576		
賃借料	84,006		
修繕費	10,800		
保険料	17,180		
支払手数料	86,651		
減価償却費	347,245		
地代家賃	480,000		
会議研修費	14,718		
諸会費	128,000		
諸謝金	20,000		
書籍費	22,000		
報償費	5,500		
外部委託費	90,000		
消費税等	1,104,700		
その他経費計	3,002,679		
管理費計		5,160,679	
経常費用計			32,353,266
当期経常増減額			△ 1,706,774
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
雑損失	1,960,315		
経常外費用計		1,960,315	1,960,315
税引前当期正味財産増減額			△ 3,667,089
法人税、住民性及び事業税			71,008
当期正味財産増減額			△ 3,738,097
前期繰越正味財産額			10,677,198
次期繰越正味財産額			6,939,101

【指定正味財産の部】	
前期繰越指定正味財産額	1,665,344
受取寄付金	0
一般正味財産への振替額	△ 606,875
次期繰越指定正味財産額	1,058,469

◆計算書類の注記

①重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産は定額法にて減価償却をおこなっています。

(2) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供をうけた事業はありますが、計算書類には反映していません。

(3) 消費税等の会計処理

税込み方式により計算書類の作成をおこなっています。

(4) 用途が指定された寄附金等

用途等が指定された寄附金等のうち、一部は指定正味財産として区分しています。

(5) 役員及びその近親者との取引について

給料手当には使用人兼務役員分も含まれていますが、個人情報保護の観点から金額の明示を省略しています。

②部門別収支の状況

主な部門別収支は以下の通りです。（単位：円、消費税等込み）

	NPOサポート センター	ろうきん 笑顔プラス パートナー	事務支援	湯川基金	花王ハート ポケット	その他の 事業	事業合計	管理部門	合計
収益の部									
1.受取会費									
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	268,000	268,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	244,000	244,000
2.受取寄付金									
受取寄付金	0	245,614	0	0	0	43,980	289,594	128,123	417,717
指定正味財産から振替	0	0	0	606,875	0	0	606,875	0	606,875
3.受取助成金等									
受取民間助成金	0	360,000	0	0	700,000	0	1,060,000	0	1,060,000
4.事業収益									
受託事業収益	26,494,164	0	264,000	0	150,000	504,000	27,412,164	0	27,412,164
自主事業収益	17,100	0	0	0	0	560,006	577,106	0	577,106
5.その他収益									
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	66	66
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	60,564	60,564
経常収益計	26,511,264	605,614	264,000	606,875	850,000	1,107,986	29,945,739	700,753	30,646,492
経常費用の部									
人件費									
給料手当	14,181,905	0	277,470	0	0	0	14,459,375	1,458,000	15,917,375
退職金	0	0	0	0	0	0	0	700,000	700,000
法定福利費	2,348,964	0	0	0	0	0	2,348,964	0	2,348,964
福利厚生費	49,607	0	0	0	0	0	49,607	0	49,607
人件費計	16,580,476	0	277,470	0	0	0	16,857,946	2,158,000	19,015,946
その他経費									
共益費	2,770,113	0	0	0	0	0	2,770,113	0	2,770,113
広報宣伝費	0	50,000	0	0	0	0	50,000	64,892	114,892
旅費交通費	902,578	67,440	0	21,250	0	124,751	1,116,019	86,030	1,202,049
通信郵送費	753,736	70,000	0	0	65,900	42,198	931,834	143,491	1,075,325
水道光熱費	128,542	0	0	0	0	0	128,542	130,000	258,542
消耗品費	1,477,816	3,372	0	0	399	98,012	1,579,599	44,290	1,623,889
印刷代	189,360	45,968	0	0	14,792	3,000	253,120	121,576	374,696
賃借料	1,199,941	22,750	0	0	0	0	1,222,691	84,006	1,306,697
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	480,000	480,000
保険料	96,600	0	0	0	4,172	0	100,772	17,180	117,952
支払手数料	16,902	3,630	0	2,940	0	1,870	25,342	86,651	111,993
会議研修費	0	500	0	0	0	15,912	16,412	14,718	31,130

諸謝金	0	150,000	0	0	33,000	60,080	243,080	20,000	263,080
助成金支出	0	0	0	582,685	500,000	0	1,082,685	0	1,082,685
書籍費	338,232	0	0	0	0	0	338,232	22,000	360,232
報償費	0	0	0	0	0	0	0	5,500	5,500
外部委託費	476,200	0	0	0	0	0	476,200	90,000	566,200
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	10,800	10,800
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	347,245	347,245
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	128,000	128,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	1,600	1,600
消費税等	0	0	0	0	0	0	0	1,104,700	1,104,700
その他経費計	8,350,020	413,660	0	606,875	618,263	345,823	10,334,641	3,002,679	13,337,320
経常費用計	24,930,496	413,660	277,470	606,875	618,263	345,823	27,192,587	5,160,679	32,353,266
収支差額	1,580,768	191,954	-13,470	0	231,737	762,163	2,753,152	-4,459,926	-1,706,774

※上記表におけるNPOサポートセンターの収益額は活動計算書と異なっています。
これは指定管理料の一部を和歌山県に返納した際の会計処理の都合によるものです。

③ 使途等が制約された寄附金等の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
寄附金	1,665,344	0	606,875	1,058,469	減少分は一般正味財産に繰入
寄附金は、故 湯川一様様の遺言に基づき、和歌山市内の公益活動に資するためのご寄附としていただいたもので、指定正味財産と区分して管理しています。					

④ 固定資産等の増減内訳

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
付属設備						
NPOセンター施設改修	5,303,680	0	0	5,303,680	4,242,377	1,061,303
合 計	5,303,680	0	0	5,303,680	4,242,377	1,061,303